

名城公園指定管理者 業務仕様書

令和5年6月

名古屋市 緑政土木局

目 次

1 指定管理業務	1
(1) 供用日時等	1
(2) 緑化の普及・啓発事業、イベント、協働事業等の実施	1
(3) 広報業務	2
(4) 施設等の維持管理業務等	2
(5) 行為許可に関する業務	6
(6) 利用の禁止について	6
(7) その他の業務	6
2 自主事業	10
(1) 自主事業の内容	10
(2) その他	12

1 指定管理業務

業務にあたっては、関係法令を遵守し、職務に必要な知識を持ち、利用者等に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

(1) 供用日時等

ア 供用日時

(ア) 名城公園フラワープラザ

a 供用時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分

b 休業日

(a) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは直後の休日でない日）

(b) 毎月第 3 水曜日（休日にあたるときは、第 4 水曜日）

(c) 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 供用時間の変更及び休業日の臨時開業

指定管理者は、あらかじめ名古屋市の承認を得て、名城公園フラワープラザを供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。また、名古屋市が特に必要と認める場合は、供用時間の変更及び臨時開業すること。

(2) 緑化の普及・啓発事業、イベント、協働事業等の実施

ア 相談業務

緑化の普及・啓発のため、相談業務を行うこと。ただし、相談窓口として人員を常駐させる必要はない。

イ 講習会・利用プログラム（※）の広報・案内・受付・実施等

(ア) 年に 24 回以上開催すること。

(イ) 受講料は無料とすること。ただし、教材費、その他発生する経費等は受講者の実費負担とすることができる。

※利用プログラムとは、日時を定めて参加者を募集するのではなく、講習会・体験会等のプログラムを用意し、その中から、利用者が希望するプログラムを選択し、利用者と日程調整のうえ開催するもの。

(ウ) 講習会・利用プログラムを実施しない期間について施設等の有効活用を図ること。

ウ 展示会の広報・案内・実施等

(ア) 年に 12 回以上開催すること。

(イ) 展示会を実施しない期間について施設等の有効活用を図ること。

エ 催事の広報・案内・実施等

(ア) 緑化の普及・啓発に寄与するようなイベントを年に 2 回程度開催すること。

※現状、地域住民に配慮し、騒音等を伴うような大規模なイベントを屋外で行うことは認めていない。

(イ) サクラの花見時期には、ライトアップを行うこと。

オ 市民等との協働事業の実施

(ア) 市民、ボランティア、緑のまちづくり活動団体等（以下「活動団体等」という。）との協働事業を実施すること。

(イ) 本施設において活動する活動団体等と活動内容の調整を行うこと。

カ スポンサー花壇事業の実施等

スポンサー花壇事業に申し込みがあった場合は、名古屋市と協議しスポンサー花壇事業を実施すること。

キ 名古屋市の緑化施策等に関する協力

(ア) 名古屋市の緑化施策等に関し、必要な広報業務を行うこと。

(イ) 名古屋市が実施する緑のまちづくり施策に関し、活動団体等との連携や講習会の開催等に協力すること。

ク 第 20 回アジア競技大会開催時のイベントの協力

令和 8 年に開催される第 20 回アジア競技大会時に、名古屋市等が実施するイベント開催等に協力すること。

(3) 広報業務

各種媒体を通じて施設の情報を発信し、認知度の向上に努めること。

ア 専用パンフレット等を作成すること。

イ 公園案内ホームページを作成し、施設案内、花の見ごろ、催事の広報等の情報発信をすること。また、更新やメンテナンス等ホームページ管理も併せて定期的に行うこと。

(4) 施設等の維持管理業務等

公園施設の維持管理にあたっては、常に良好な状態を保つように努めること。また、施設等の維持管理業務については、別添「年間維持管理水準表・計画表」の水準を基本とし、「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」、「名古屋市緑政土木局業務委託標準仕様書」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」及び「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋内 殺虫剤等編）」を遵守すること。

維持管理に係る名古屋市からの照会・依頼に対応すること。

ア 基本管理

(ア) 巡視

園内巡視を行い、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されるように努め、不具合等

が発見された場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見・措置内容を記録し、適宜、名古屋市に報告すること。

サクラの花見時期には、重点的に巡視を行うこと。

(イ) 清掃

- a 園路・広場・樹林地・芝生広場・花壇・特殊植物区等のゴミを除去し、清潔にすること。
- b 活動団体等の市民活動により発生したゴミ袋の回収並びに袋集積地付近のゴミ拾いを行い、分別すること。
- c 台風・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去すること。
- d サクラの花見時期には、大量のゴミが発生するので適切に対応すること。
- e ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は名古屋市の指示に従い実施すること。
- f ゴミの処理については、事前に処分方法や処分先等を名古屋市に確認し、適正に処分すること。

(ウ) 除草

- a 機械式除草又は抜取除草を実施すること。
- b 薬剤除草は行わないこと。
- c 草類はリサイクルに努め、適正に処分すること。

(エ) バックヤード

展示用植物や養生を要する植物などの管理を行う場所として使用すること。また、植物の植付け・植替え・剪定・施肥・病虫害防除等良好な管理を行う場所として使用すること。その他、園内の清掃ゴミ、植物性廃棄物等や資材等の管理を行う場所として使用すること。

イ 植物管理

(ア) 樹木管理

- a 国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（H29.9）」を参考に、名古屋市公園施設維持管理計画で定める点検及び必要な措置を行うこと。
- b 剪定・刈込を実施すること。
- c 病虫害防除を実施すること。
- d 施肥を実施すること。
- e 臨時処置として、マルチング・支柱交換・補植・かん水・衰弱木撤去等を実施すること。台風・災害等で被害が発生した時は速やかに処理すること。また、必要に応じて、樹木診断を実施すること。
- f サクラ、ウメ、アジサイの管理については、来園者が満足できるよう、樹木特性に合わせた良好な管理をすること。
- g 名城公園の「藤の回廊」に植栽されているフジは、平成 27 年度に顕著な花の減衰が

確認された。この「藤の回廊」は名古屋城と一体となった名古屋の名所であり、名古屋を代表する花の名所として再生する必要があるため、平成 28 年度から花つきをよくするための再生業務及び維持管理業務を行っている。

当該フジの再生状況としては花つきの改善が見られるものの経過観察中であり、また、令和 5 年度以降藤棚の更新を順次施工するため、引き続きフジの状態変化を継続的に観察・評価したうえで作業方法・管理方針の継続や改善をしながら再生業務及び維持管理業務を行うこと。

なお、維持管理の詳細については、別添「名城公園藤の回廊再生管理 特記仕様書」を参照すること。

(イ) 草花管理

- a 花壇・プランターの管理を実施すること。また、来園者が満足できるよう、チューリップなど季節が感じられる草花を使用し、年間を通じて良好な花壇管理を行うこと。
- b ハナショウブ・カキツバタは花の系統や品種が多い植物であり、新株の植付け・植替えも定期的に必要となるため、計画的な植栽計画を立て良好な管理を行うこと。
- c 公園愛護会活動やスポンサー花壇事業がある花壇では、管理スケジュールの調整を行うこと。

(ウ) 芝生管理

芝生の管理を実施すること。

(エ) 特殊空間における植物管理（サニールーム及びアトリウム内植物）

展示植物は、開花期や剪定時期に注意して、来館者等に満足感を与える展示・維持管理を行うこと。

- a 展示植物には植物名、学名等を記入した名札をつけること。
- b 散水は開館時間外に行うこと。やむを得ず開館時間内に行う場合には、来館者等に十分配慮すること。
- c 植物の配置・入れ替え、かん水、施肥、病虫害防除、花がら摘み等は随時行い、良好な状態を維持すること。
- d アトリウムは、サニールームと一体として季節が感じられる植物の展示や企画を行い、来館者等が満足できる、良好な管理を行うこと。

(オ) その他

剪定枝・刈込枝葉・草類は、リサイクルに努め、適正に処分すること。

ウ 施設管理

国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を参考に、名古屋市公園施設維持管理計画で定める日常点検、定期点検等を実施し、点検記録書を作成すること。ただし、個別に指針・基準等がある場合は、それに従うこと。

点検記録書は、名古屋市からの求めがあれば提出すること。点検の結果、施設の変状及

び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、点検記録書とともに名古屋市に報告すること。

名古屋市から定期点検結果報告の依頼があった場合は、指定の様式で名古屋市に報告すること（毎年５月頃別途依頼）。

（ア）園路広場

来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常点検、定期点検等を実施するとともに補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

（イ）給水施設

来園者の安全・衛生や、植物管理、水景施設管理のため、日常点検、定期点検等を実施するとともに、補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

（ウ）排水施設

良好な排水機能を確保するため、側溝・管渠・柵類等の日常点検、定期点検等や、流入堆積した土砂等の清掃を行うこと。補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

（エ）電気施設（照明施設・放送設備を含む。）

来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常点検、定期点検等を実施するとともに、ランプ等消耗品の取替え等を適宜行うこと。補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

なお、電気施設の運転・管理・保守は、必要な知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施すること。

施設が老朽化しているので、点検報告については、その都度、点検業務の受託者に異常の有無の聞き取りを行い、故障や基準超過に関する報告があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

定期点検の結果は異常の有無に関わらず、直後の四半期事業報告にて報告すること。また、日常点検の結果、処置等を行った場合についても四半期事業報告にて報告すること。

（オ）工作物

案内板やベンチ・時計塔等は、来園者の安全確保・快適な環境づくりのため、日常点検、定期点検等を実施するとともに、必要に応じて補修等を行うこと。更新の必要が生じた場合は、景観に合ったものを選択すること。

また、なごやかベンチ等の寄附物件の補修を行う場合は、その都度名古屋市と協議すること。

（カ）遊戯施設

遊戯施設等については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）」を参考に、利用者が安全・快適に使用できるよう点検び年１回以上の定期点検を実施するとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

また、まごころ遊具等の寄附物件の補修を行う場合は、その都度名古屋市と協議すること。

(キ) 水景施設

a 水景施設全般

修景効果を高めるため、浮きゴミ除去等日常管理を行うこと。

分電盤・操作盤・ポンプ・ろ過装置等設備全般については、安全かつ正常に機能するよう専門業者による定期点検を行い、計画的に保守管理を行うこと。

定期点検のうち、絶縁抵抗測定は月1回、接地抵抗値測定は年1回実施することとし、その他の定期点検の回数は年間維持管理水準表・計画表によること。

絶縁抵抗測定で測定した数値が $0.5\text{M}\Omega$ 以下の場合は修理を検討すること。接地抵抗値測定の測定箇所は、制御盤の設置線の他に、電源が供給されている機器で電動機等の外装が金属のものは外装が接地されていることを確認し機器本体の接地抵抗も測定すること。

臨時整備として、施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行い、機能回復に努めること。

b サニールーム内水景施設

修景効果を高めるため、展示植物と合わせ、清掃等日常管理を行うこと。

(ク) 有料公園施設

a 野球場

利用者が安心・安全に利用できるよう、グラウンドの点検・清掃・除草・不陸整正等、日常管理を行うほか、グラウンドの砂補充や表層管理などを行うこと。

施設利用申込みの受付については、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システムで行うため指定管理業務とはならないが、利用希望者から問い合わせがあったときは、速やかに受付方法を案内すること。

(ケ) 特殊施設

a ランニングコース

利用者が安心・安全に使用できるよう、点検や清掃等、日常管理を行うとともに、補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

エ 建物管理

来館者が安全で快適に過ごせるよう、良好な施設管理に努めること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、速やかに名古屋市に報告すること。また、定期点検結果を遅滞なく名古屋市に報告すること。

(ア) 建築管理

a 清掃

名城公園フラワープラザの開館前に必ず清掃業務を行い、来館者が快適に過ごせる

清潔で美しい環境づくりに心がけること。日常清掃、定期清掃を組み合わせることで、建築物等の床、壁、窓ガラス、照明器具、空調機、衛生機器、その他備品等について、ゴミ、汚れ、ほこり等がない状態を維持すること。

また、開館中についても、必要が生じた場合は適宜清掃を行い、常に館内が快適な環境となっているよう留意すること。

b 臨時処置

床補修・ガラス補修等が必要となり、来館者の安全に支障をきたす恐れがある場合は、その旨を来館者のわかりやすい位置に提示するとともに安全確保に努めること。

c 付帯施設等

倉庫等は清掃・水洗いなど安全・衛生に配慮し、日常使いやすいよう管理すること。

d 建築物定期点検

施設の安全確保のため、来館者が安心かつ快適に利用できるよう、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく定期点検を行うこと。また、定期点検結果を名古屋市に報告すること。

e 警備委託

警備警報システムにより、管理者不在の際の施設の安全を確保すること。

f 病虫害防除

病虫害防除を実施すること。

(イ) 建築設備等管理

a 建築設備保守・定期点検

施設の安全確保のため、来館者が安心かつ快適に利用できるよう、保守管理及び建築基準法に基づく定期点検を実施すること。

(a) 換気設備保守点検

(b) 非常用照明装置保守点検

(c) 給水設備及び排水設備保守点検

b 防火設備保守・定期点検

施設の安全確保のため、来館者が安心かつ快適に利用できるよう、保守管理及び建築基準法に基づく定期点検を実施すること。

c 自家用電気工作物保守・定期点検

施設の安全確保のため、保守管理及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による定期点検を実施すること。別添「自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書」を参照のこと。

d 消防設備保守・定期点検

火災発生時など適切な対応を行えるよう、保守管理及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による定期点検を実施すること。

e 自動ドア保守・定期点検

来館者の安全確保のため、計画的に保守点検を行うこと。

f その他の保守点検

その他法令に基づく点検及び各種設備の保守管理・保守点検を実施すること。

(5) 行為許可に関する業務

行為許可（名古屋市都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの行為の許可をいう。）については、別添「行為許可に関する業務等仕様書」に従い、業務を行うこと。

(6) 利用の禁止について

有料公園施設の利用禁止については、別添「有料公園施設の利用の禁止について」（平成 23 年 4 月 1 日付）を準用するものとする。ただし、同通達中第 2 項イ、ロ及び第 3 項中「土木事務所」とあるのは「指定管理者」に、第 2 項イ中「土木事務所長の決裁をとり緑地管理課長及び緑地維持課長に合議する」とあるのは「名古屋市と協議する」に、第 3 項中「当該有料公園施設及び土木事務所又は公園案内センター」とあるのは「当該有料公園施設」にそれぞれ読み替えるものとする。

(7) その他の業務

ア 名古屋市関係機関との連絡調整等日常業務の調整

（ア）名古屋市が出席を要請した会議等には出席すること。

（イ）関係機関との連絡調整を図ること。

イ 苦情等への対応

来園者からの苦情や、来園者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応するとともに、苦情等の内容及び対応状況について日報等に記録し、名古屋市に報告すること。

ウ 放置自転車の取り扱い

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）及び同施行細則（昭和 63 年名古屋市規則第 103 号）の趣旨に沿い名古屋市に協力すること。

（ア）放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。

（イ）放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置により公園の美観を損ねるなど公園管理上支障がある場合は、当該自転車等を整理し、又は自転車駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けること。また、注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則に規定する期間放置されている時は、名古屋市に対し放置の状況を報告すること。

（ウ）名古屋市が放置自転車を撤去する際には現地確認をすること。

エ 拾得物の取り扱い

管理対象区域内において拾得された拾得物について、関係法令等に基づき、適切な対応をすること。

オ 公園適正利用指導の業務

- (ア) 公園内での不適正な利用を確認した場合は必要に応じて適正な指導を行うこと。
- (イ) 公園内における放置物件に関する業務については、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。
- (ウ) ホームレスの起居及びこれに伴う物件の常置などにより、公園の適正な利用が妨げられていると認められる時は、名古屋市に報告したうえで、公園管理者として適正な指導、注意、ゴミ撤去など適切な対処を行うとともに、名古屋市と協力して必要な措置をとること。
- (エ) 名古屋市の指示に従って物件の撤去・処分を行うとともに、新たな起居防止措置を講ずること。
- (オ) 名古屋市から状況調査の依頼があれば調査・報告をすること。

カ 不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

キ 放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、名古屋市が定める「公園内放置自動車処理規程」に基づき、警告書の貼付、警察署への照会及び名古屋市への報告等を行うこと。

ク 管理報告書の作成及び保管

1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保管すること。

ケ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、次のとおり、事業計画書、事業報告書等を作成し、名古屋市に提出すること。

(ア) 事業計画書等の作成・提出

事業計画書を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

a 管理執行体制

- (a) 職員配置・責任体制表
- (b) 勤務ローテーション表
- (c) 事故発生時の対応
- (d) 緊急連絡体制表
- (e) 非常配備体制表

b 業務計画

- (a) 年間作業計画表
- (b) 外部委託予定表
- (c) 防犯対策

- (d) 防災対策
 - (e) 利用者対応
 - (f) 研修計画
 - (g) 催事計画
 - c 本業務に係る収支予算案
 - d 自主事業に係る事業計画表及び収支予算案
 - e その他名古屋市が必要と認める事項
 - (イ) 事業報告書等の作成・提出
 - 事業報告書として次の書類を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。
 - a 利用実績（利用者数、利用率等）・・・月次・年間ごとに提出
 - b 管理業務及び自主事業の実施状況・・・四半期、年間ごとに提出
 - c 収支決算書（管理業務と自主事業とを区分したもの）等・・・年間ごとに提出
 - (ウ) その他資料の作成等、名古屋市が求める事項について、速やかに対応すること。
- コ 指定管理者による管理運営についての表示
- 当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設出入口など外部からでも確認ができる場所に指定管理者の名称、連絡先を表示しておくこと。
- サ 緊急地震速報について
- 業務に従事する職員等に対し、名古屋市が定める「緊急地震速報の運用について－緊急地震速発表時の職員行動マニュアル（緑政土木局）－」（以下「マニュアル」という。）の周知・徹底を図るとともに、緊急地震速発表時はマニュアルに従い、施設利用者及び職員等の安全の確保に努めること。
- シ 第 20 回アジア競技大会について
- 組織委員会及び協議団体が実施するイベント等に協力すること。

2 自主事業

(1) 自主事業の内容

指定管理者は、次に掲げる事業を自主事業として実施することができる。必須としている自主事業は、必ず実施すること。

自主事業により得た収益は指定管理者の収入となるが、自主事業に要する経費（人件費、光熱水費を含む。）に名古屋市が支払う指定管理料を充ててはならない（名古屋市が所有する施設等の修繕・保守点検は指定管理業務）。

自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部を名古屋市又は利用者に還元する方法についても提案すること。

ア 名城公園駐車場の管理運営（必須）

(ア) 名城公園北園第 2 駐車場については、指定管理者が名古屋市から都市公園法（昭和 31

年法律第 79 号) 第 5 条に基づく公園施設管理許可を得て、管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。指定管理者は駐車場運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足の向上を図ること。

(イ) 管理運営方法は、別添「名城公園北園第 2 駐車場の管理運営について」のとおりとする。

(ウ) 料金精算機等の管理運営に必要な機器や施設は、必要に応じて指定管理者が設置すること。

イ 喫茶コーナーの活用（提案による活用）

名城公園フラワープラザ内にある喫茶コーナーを活用し、喫茶に限らず、売店等公園利用者のサービス向上に資する施設（都市公園法第 2 条に規定される公園施設に限る。）の管理運営を行うことができる（無料施設として供用することもできる。）。

なお、公園利用者から料金を徴収する施設として管理運営を行う場合は、指定管理者が名古屋市から都市公園法第 5 条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。その際、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

また、活用する施設の管理運営にあたっては、必要に応じて食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令を遵守すること。

ウ その他の自主事業

施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除く。）を実施する事業、売店や自動販売機などを設置し公園利用者へのサービス向上を図る事業及び講習室等の有効活用やその他施設の機能増進や活性化につながる事業を、自主事業として行うことができる。

指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し必要な許可を得なければならない。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料等を名古屋市に支払う必要がある。

自主事業の提案が先に述べた事業に該当しない場合や名古屋市が公園での実施がふさわしくないと判断した場合は実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、事前にあらためて協議することとする。

なお、自主事業の承認基準等については、名古屋市が定める「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照のこと。

<参考>

管理許可とは、名古屋市自ら公園施設を管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が管理することによって機能増進となる場合に、名古屋市の施設を管理運営することを許可する制度である。

設置許可とは、名古屋市自ら公園施設を設置管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が設置管理することによって機能増進となる場合に、自ら施設を設置し管理運営することを許可する制度である。

※詳細については、都市公園法・名古屋市都市公園条例・同施行細則（昭和 34 年名古屋

市規則第 14 号) を参照すること。

(2) その他

本施設は、風致地区（都市における良好な自然的景観を維持するため、特に必要とされる地区）に指定されている。風致地区では、名古屋市風致地区内建築等規制条例（昭和 45 年名古屋市条例第 27 号）により、風致の維持に影響を及ぼす一定の行為に対して制限を定めているため、それらの行為を行う場合は、あらかじめ名古屋市と協議のうえ、必要な手続きをとること。

名城公園藤の回廊再生管理 特記仕様書

■ 目的

名城公園の南遊園・市民の森から二の丸東駐車場に至る藤の回廊（９種 ８１本）について、平成２８年度から行っている花つきをよくするための再生業務及び維持管理業務を継続すること。※別紙「藤の回廊位置図」参照

フジは剪定時期が重要であり、剪定時期を過ぎてから剪定を行うと早く咲き、満開にならず花も貧弱になったり、あるいは花芽がつかないこともある。したがって、剪定時期に注意し、各時期の剪定趣旨を十分把握して適切な管理を行うこと。また、各剪定時には初日に樹木医の指導を受けること。

■ 花がら切り

花が終わったら花房を切り取る。フジは花房の付け根から脇芽を出して伸びるので、花房の付け根から２ｃｍ程度残した先を切る。

■ 枝すかし剪定

内部まで日が届くと内部の枝にも花芽がつくようになるため、下記のとおり枝を剪定すること。花芽を付ける６月下旬から８月上旬は剪定を行わないこと。

- ・ 長いつるを切り戻して花芽のつく短い枝を出すようにする。
- ・ 内側へ向かって伸びる不要枝を切除する。
- ・ 接近した枝、上に伸びた枝、絡み合った枝を付け根から切除する。

■ 秋期剪定

秋期剪定では、花芽をとらないように注意すること。

また、枝が充実せずに花芽ができなくなる恐れもあるので、強い剪定はしないように注意すること。

伸びすぎる枝を深く切り戻すと、また新しい枝が伸び出して花芽がつきにくくなるため、先端を指で摘み取って伸びを抑えること。

■ 冬期剪定 下記のとおり剪定を行うこと。

- ・ 花芽を切らないように注意しながら枝の切除をする。
- ・ 垂直に立ち上がっている不要枝などを切除する。
(棚の下から出た枝はすべて不要枝とみなす)
- ・ 花芽の確認ができたら、花芽を残して切り詰める。
- ・ 不要枝の切除が終わったら、つるの誘引をしながら樹形を整える。

■ かん水

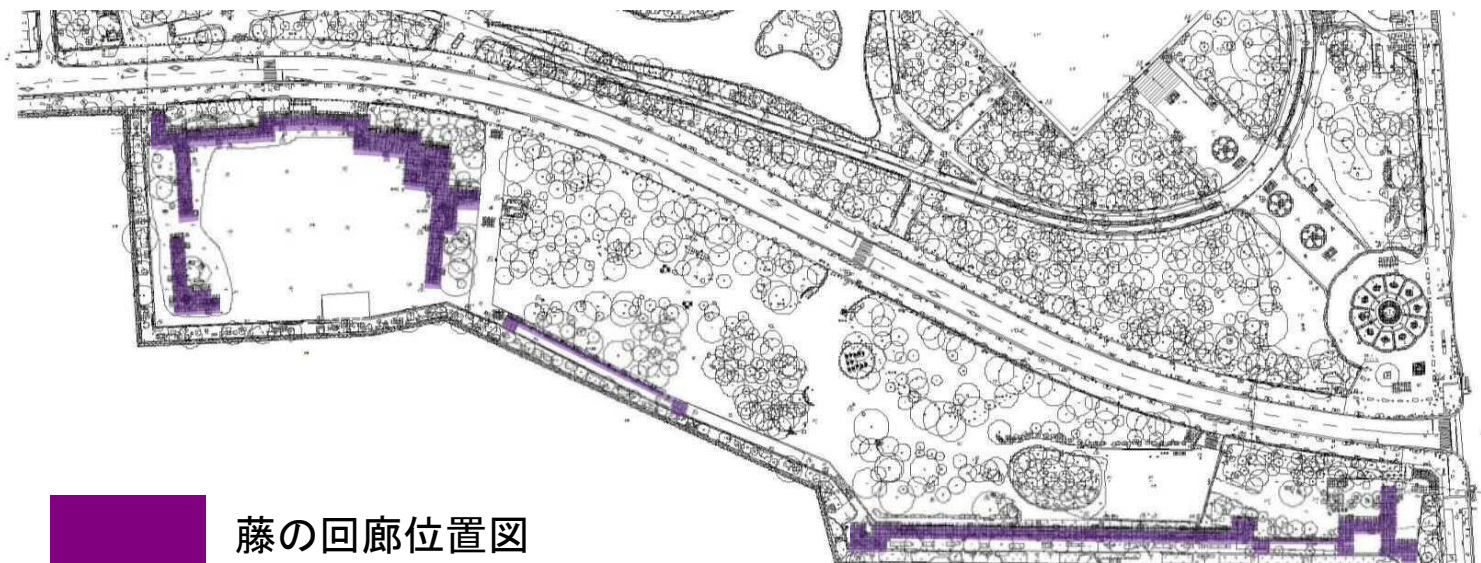
藤の根は浅く水分を好むため、土壌の乾燥状態を見て適宜行うこと。

■ 施肥

1月～2月に規定量をフジの根の位置を見極め、藤1本につきつぼ穴を数カ所掘り施肥をする。

■ 樹木調査

開花時に樹木医による開花状況調査を行い、年度ごとに比較し、図や写真で記録に残すこと。また、開花状況の比較結果から維持管理の改善方針等を検討し、方針案を本市へ報告すること。方針等を検討する際は樹木医の助言を受けること。



藤の回廊位置図

品 種 名	ふりがな	本数
紫花美短藤	むらさきかびたんふじ	7
白花美短藤	しろかびたんふじ	6
曙花美短藤	あけぼのかびたんふじ	1
三尺藤	さんじゃくふじ	28
九尺藤	きゅうしゃくふじ	8
野田藤	のだふじ	17
白野田藤	しろのだふじ	9
本紅藤	ほんべにふじ	4
八重黒龍藤	やえこくりゅうふじ	1
計	9種	81



自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書

(目的)

第 1 条 指定管理者は、本特記仕様書に則り自家用電気工作物を適切に管理するものとする。

(対象とする事業場)

第 2 条 本仕様書で対象とする事業場は次のとおりとする。

名称	名古屋市 名城公園
所在地	名古屋市北区名城一丁目

(本市及び指定管理者の責務)

第 3 条 指定管理者は、自家用電気工作物について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。

- 2 本市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
- 3 本市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。
- 4 本市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者を、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。

(保安管理業務の細目及び基準)

第 4 条 保安業務の詳細については、「保安管理業務の細目及び基準」を参照するものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行う。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせること。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認をすること。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴

- う 場所、放射線管理区域等)
- (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室）
- (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (3) 上記(2)において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2. 相互の連絡

- (1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- エ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合
- オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ク. 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合
- サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合

- (2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- ア. 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法
- イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- ウ. その他必要な事項

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者と受注者が協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。
- (3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。
- (6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50 mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。

5. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者が協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して、第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者が協議のうえ、絶縁監視装置を撤去するものとする。

6. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

7. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者が相互に協議するものとする。

別表 1

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備（二次）	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器	外観点検	○	○	○	必要の都度

	断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	絶縁抵抗測定			○※ 1	必要の都度
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
負 荷 設 備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※ 8	○※ 8	○※ 8	
		絶縁抵抗測定			○※ 1, 6	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
非 常 用 予 備	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度

接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1
	接地抵抗測定		○※4	○※4
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ			受電設備と同じ

- 注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。
ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ 電線と他物との離隔距離の適否
ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- （２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- （３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。
- （４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとする。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施する。
ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下である。
ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- （５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。
- （６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- （７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- （８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- （９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- （１０）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとする。

別表２

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○

受電設備 (二次 変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 〔キュービクル式受・配〕 〔電設備の金属製外箱等〕	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機 器類	外観点検	○

注 （１）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

行為許可に関する業務等仕様書

指定管理者は、都市公園における行為許可（名古屋市都市公園条例（以下「条例」という。）第4条第1項本文又は第3項の許可をいう。）に関する業務等について、この仕様書に従って実施すること。

1 指定管理者は、この仕様書によって業務を実施するにあたっては、条例、名古屋市都市公園条例施行細則（以下「規則」という。）のほか、次の要綱等の定めに従うこと。

- （１）都市公園内行為に係る取扱要綱
- （２）行為許可事務手続要綱
- （３）行為許可使用料減免取扱要綱
- （４）指定管理者の管理する施設における行為許可に関する事務取扱

2 業務の内容

- （１）条例第4条第1項第1号の行為（以下「業としての撮影」という。）の行為許可を行うこと。
- （２）業としての撮影の行為許可に係る利用料金を徴収すること。
- （３）業としての撮影の行為許可に係る利用料金の減免業務を行うこと。
- （４）業としての撮影の行為許可に係る利用料金の還付業務を行うこと。
- （５）条例第4条第1項第2号及び第3号の行為（以下「催し・物販等」という。）の行為許可申請及び当該申請に係る使用料の減免申請の受付を行うこと。
- （６）行為許可を受けた行為に係る現地での調整等を行うこと。
- （７）その他、名古屋市の指示に従うこと。

3 利用料金の額の設定等

（１）利用料金の額等の設定

ア 業としての撮影の行為許可に係る利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めること。利用料金の設定にあたっては、次の要件をすべて満たさなければならない。

（ア）条例別表第2の2に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内であること。

（イ）特定の利用者に対し、便宜を図る内容でないこと。

イ 業としての撮影に伴い、都市公園の全部又は一部を独占する場合は、アで市長の承認を得て定めた額に1平方メートル1日につき8円（河川法第6条第1項に規定する河川区域内の都市公園にあつては、6円）を加算する。

ウ 業としての撮影の行為許可に係る利用料金の減免基準は、あらかじめ市長の承認を得て定めること。減免基準の制定にあたっては、原則として、行為許可使用料減免取扱要綱の規定と同等の基準を満たすこと。

(2) 利用料金の額等の変更

(1) アにより市長の承認を受けた利用料金の額又は減免基準を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。その場合にあっては(1)ア及びウの要件を満たすこと。

(3) 公園利用者への周知

利用料金の額は、これを窓口における備付け又は公園案内ホームページでの掲載その他適当な方法により公園利用者に周知すること。利用料金の額を設定又は変更する場合にあっては、指定管理者は、十分な周知期間をとり、公園利用者への周知に特に務めるものとする。

4 業としての撮影の行為許可事務等

(1) 許可基準等

指定管理者は、都市公園内行為に係る取扱要綱及び行為許可事務手続要綱の規定を参考に、業としての撮影の行為許可に関する許可基準、申請方法、許可証等の交付、優先確保の基準及び手続方法、利用料金の納付方法、利用料金の還付その他必要な事項について、名古屋市との協議により定めること。

(2) 申請の受付

(1)で定めた申請方法により、申請の受付を行うこと。利用料金の減免に該当する場合は、あわせて減免の申請の受付を行うこと。

(3) 許可証等の交付

ア 指定管理者は、行為許可の申請を受け付けた場合は、(1)で定めた許可基準に基づき、支障がないと認めたときは申請者に許可証を交付し、許可することに支障があると認めた場合は、申請者に不許可証を交付すること。

イ 許可証の交付は、当該行為の審査に特に時間を要する場合を除き、即時交付するよう努めること。また、審査に時間を要する場合であっても、申請から10日以内に交付すること。

(4) 利用料金の徴収等

ア 指定管理者は、利用料金を許可の際徴収すること。ただし、名古屋市との協議により認められた場合はこの限りでない。

イ 利用料金の減免に関する業務を行うこと。

ウ 指定管理者は、行為の許可を受けた者が利用料金を納付したときは、都度整理し、納付状況を明確にしておくこと。

エ 利用料金を現金で徴収する場合は、徴収事務を円滑に行うために、釣銭

を準備しておくこと。

オ 利用料金を現金で領収したときは、領収書を発行し、その控えを保管しておくこと。

カ 利用料金は、その全額を指定管理者の収入とする。ただし、指定管理業務の経費以外に充当してはならない。

(5) 利用料金の還付

ア 利用料金の還付に関する業務を行うこと。

イ 利用料金の還付期間は施設の実情に応じて十分な期間を設けること。また、利用者に還付期間の周知を確実に行うこと。

ウ 前指定管理者が徴収した利用料金であっても、前指定管理者の指定期間終了後に還付請求があった場合は、還付請求日時点における指定管理者が還付を行うこと。

エ 指定期間が終了した際は、新たな指定管理者がイで設けた期間の還付業務を行えるよう、必要となる書類を引き継ぐこと。

(6) 名古屋市への報告

業としての撮影の行為許可件数、利用料金の額、減免件数、還付件数、還付額等を集計し、名古屋市へ報告すること。

(7) 指定管理者が自主事業等で行為を行う場合の取扱

指定管理者が自主事業で、自ら管理する施設において業としての撮影を行う場合は、自らに対して申請し、利用料金を納付すること。

5 催し・物販等の行為許可申請等の受付

指定管理者の管理する施設における行為許可に関する事務取扱の定めに従い、催し・物販等の行為許可申請及び当該申請に係る使用料の減免申請の受付を行うこと。

6 現地調整等

指定管理者は、行為許可を受けた行為に係る現地での調整等を行うこと。

7 様式、帳票等の調製

この仕様書に定める業務に必要な様式、帳票、印章（許可証又は不許可証に用いる指定管理者名称印及び領収書に用いる領収印）等（催し・物販等の行為許可の申請書を除く。）を調製すること。

8 名古屋市は、必要があるときは、指定管理者に対して指示を与え、又は業務の実施状況について検査し、あるいは報告を求めることができる。

9 その他疑義を生じた事項については、その都度名古屋市と協議すること。

平成 23 年 4 月 1 日

土木事務所長 様

緑政土木局長

有料公園施設の利用の禁止について

1. 名古屋市都市公園条例第5条による有料公園施設の利用の禁止基準については次の場合に行うものとする。
 - イ 有料公園施設にかかる改築整備工事他、都市公園内での工事のため有料公園施設を利用することが危険又は困難であると判断される場合。
 - ロ 風水害等の事故により、有料公園施設を利用することが危険又は困難であると判断される場合。
 - ハ その他、有料公園施設を利用することが危険又は困難であると判断される場合。
2. 有料公園施設の利用の禁止手続については以下のとおりとする。
 - イ 土木事務所は、1のイの場合のようにあらかじめ予想される場合は、事前に以下の内容について土木事務所長の決裁をとり緑地管理課長及び緑地維持課長に合議するものとする。
 - (1) 利用を禁止する有料公園施設の名称
 - (2) 利用を禁止する期間
 - (3) 利用を禁止する理由
 - (4) 利用者、市民へのおしらせの内容なお、決裁の際、施工箇所等を明示した公園の平面図及び工事の場合は設計書の写等を添付するものとする。
 - ロ 土木事務所は1のロの場合のようにあらかじめ予想されない場合は、事故後すみやかにイの手続により利用禁止手続をとるものとする。
 - ハ 緑地管理課は利用禁止(供用停止)が長期(1年以上)又は重大な影響がある場合で市民に周知させるべき事項の場合は告示を行うものとする。
(参考) 告示例……別添
3. 土木事務所は、利用者及び市民に周知徹底させるため、当該有料公園施設及び土木事務所又は公園案内センター等に前記のおしらせの内容を掲示し、周知もれのないよう留意すること。

附 則

1. この取扱は、平成23年4月1日から施行する。
2. 有料公園施設の利用の禁止について（14土緑管第18号）は、廃止する。

(告示例)

名古屋市告示第 号

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第5条の規定により、〇〇公園野球場を次のとおり利用を禁止します。

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市長 〇 〇 〇 〇

1. 利用を禁止する期間

〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで

2. 利用を禁止する理由

〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで夜間照明設備設置工事
のため

名城公園北園第2駐車場の管理運営について

1 供用日時

供用日	全日
供用時間	24 時間 ただし、入庫は午前 4 時 30 分から午後 10 時まで

※名古屋市との協議により認められた場合は、供用日時を変更することができる。

2 駐車料金（普通自動車）

時間帯	料金	最大料金
午前 4 時 30 分から 午後 10 時まで	60 分ごと 200 円	4 時間まで 500 円 24 時間まで 1000 円

※名古屋市との協議により認められた場合は、駐車料金を変更することができる。

ただし、周辺駐車場の料金と均衡を保った額とすること。

3 駐車料金の減免

- （1）名古屋市都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）及び「有料公園施設使用料減免取扱要綱」に規定された減免措置と同等の減免を行うこと。
- （2）減免の対応については、減免の対象となる手帳等について、係員の目視や監視カメラ等で確認を行うこと。

4 運営における留意点

- （1）有人対応又はコインパーキング等による無人管理のいずれでもよい。
- （2）公園管理車両及び業務車両を駐車する場合は、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- （3）入庫での混雑時には、車両誘導を行い、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
- （4）出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- （5）災害や大雨などにより、駐車場を利用することが危険又は困難であると判断される場合は、駐車場の供用を一時中止するなどの対応を行うこと。
- （6）機械設備等について、適切に保守点検を行うとともに、駐車場施設に異状がないか確認し、安全を維持すること。異状があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。
- （7）適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始後は、関係法令等に基づき、適切に対応すること。

5 報告事項

駐車場の利用実績として、利用状況（利用台数、減免台数等）について、名古屋市が指定する期日までに名古屋市へ報告すること。また、名古屋市の求めに応じて、収支状況などのデータを提出すること。